

議案第1号

龍ヶ崎市手話言語条例について

龍ヶ崎市手話言語条例を次のとおり定める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市手話言語条例

言語は、人々がお互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造するために不可欠です。そして手話は、音声言語の日本語とは異なり、手指や体の動き、表情を用いて視覚的に表現される独自の言語です。

ろう者や手話と日本語を併用する聴覚に障がいのある方たちは、日常的なコミュニケーションを円滑に行い、互いの理解を深めるために、また、知識の蓄積や文化の創造の手段として、長い間手話を大切に育んできました。

龍ヶ崎市は、手話が、ろう者が自立し、豊かな生活を送るために欠かせない重要なコミュニケーション手段であることを認識しています。さらに、「障害者の権利に関する条約」において、言語とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうこと、また、「障害者基本法」において、手話を含む言語が障がい者の意思疎通のための手段であることが明記されています。

一方で、手話がこれまで十分に言語として認識されず、その使用環境が整っていなかったために、ろう者は、多くの困難や不安を抱えながら生活してきました。

私たちは、手話の普及とその使用環境の整備を推進し、誰もが平等に情報を得る権利を保障するとともに、地域に暮らす人々が互いに支え合い、尊重し合いながら共に生きる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、地域に暮らす人々が、共にいきいきと安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げる者をいう。

ア 市内に居住する個人

イ 市内に通勤し、又は通学する個人

(2) 事業者 次に掲げるものをいう。

ア 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体

イ 市内で公益活動を行う個人又は法人その他の団体

(3) ろう者 手話を第一言語とし、手話を用いて日常生活及び社会生活を営む聴覚に障がいのある者をいう。

(4) 手話通訳者等 手話通訳者その他手話に関わる者（ろう者を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、手話が一つの言語であるという認識に基づき行われなければならない。

2 ろう者には手話を通じて意思表示をし、及びコミュニケーションを行う権利があり、その権利は尊重されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めるとともに、ろう者が自立して社会生活に参加できるよう、手話を使用しやすい環境を整備し、必要な施策を講ずるものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民、ろう者及び手話通訳者等は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

（施策の策定及び推進）

第7条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により策定する障がい者のための施策に関する基本的な計画において、次の事項を定め、これを推進するものとする。

(1) 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関する事項

(2) 手話による情報の取得及びコミュニケーションの支援に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（学校等における普及の促進）

第8条 市は、学校等において、幼児、児童、生徒等が手話を体験し、学習する機会を提供するよう努めるものとする。

（緊急時及び災害時の対応）

第9条 市は、緊急時及び災害時において、ろう者の安全確保のため、手話による情報の取得及びコミュニケーションの支援に必要な措置を講ずるものとする。

（県等との連携及び協力）

第10条 市は、手話に対する理解の促進及び手話の普及のため、ろう者が手話を使用しやすい環境の整備について、県及び他の地方公共団体等と連携及び協力をして推進するよう努めるものとする。

（財政措置）

第11条 市は、第4条に規定する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第2号

龍ヶ崎市職員の給与に関する条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市職員の給与に関する条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 （龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第134号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第20条 省 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } 省 略 ゝ (4) } 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4 } 省 略 ゝ 6 } （勤勉手当）	（期末手当） 第20条 省 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } 省 略 ゝ (4) } 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4 } 省 略 ゝ 6 } （勤勉手当）

第21条 省 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の107.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の51.25 を乗じて得た額の総額

3 } 省 略
5 }

別表第2（第5条関係）
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 183,500	円 230,000	円 261,300	円 287,300	円 309,800	円 335,000	円 373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500

第21条 省 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の102.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の48.75 を乗じて得た額の総額

3 } 省 略
5 }

別表第2（第5条関係）
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 162,100	円 208,000	円 240,900	円 271,600	円 295,400	円 323,100	円 365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900

5	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>
6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>
7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>
8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>
9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>
10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>
11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>
12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>
13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>
14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>
15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>
16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>
17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>
18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>
19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>
20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>
21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>
22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>
23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>
24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>
25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>
26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>
27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>
28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>
29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>

5	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,800</u>	<u>303,200</u>	<u>331,500</u>	<u>374,800</u>
6	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>	<u>248,000</u>	<u>279,500</u>	<u>305,000</u>	<u>333,500</u>	<u>377,300</u>
7	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>	<u>249,500</u>	<u>281,300</u>	<u>306,600</u>	<u>335,400</u>	<u>379,600</u>
8	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>	<u>250,900</u>	<u>283,100</u>	<u>308,200</u>	<u>337,300</u>	<u>382,100</u>
9	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>	<u>252,000</u>	<u>284,800</u>	<u>309,800</u>	<u>339,200</u>	<u>384,500</u>
10	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>	<u>253,400</u>	<u>286,700</u>	<u>312,000</u>	<u>341,200</u>	<u>387,100</u>
11	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>	<u>254,900</u>	<u>288,500</u>	<u>314,200</u>	<u>343,200</u>	<u>389,700</u>
12	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>	<u>256,200</u>	<u>290,300</u>	<u>316,200</u>	<u>345,200</u>	<u>392,300</u>
13	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>	<u>257,500</u>	<u>292,100</u>	<u>318,200</u>	<u>347,000</u>	<u>394,600</u>
14	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>	<u>258,700</u>	<u>293,700</u>	<u>320,200</u>	<u>349,000</u>	<u>396,900</u>
15	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>	<u>259,900</u>	<u>295,100</u>	<u>322,100</u>	<u>350,900</u>	<u>399,100</u>
16	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>	<u>261,100</u>	<u>296,500</u>	<u>324,000</u>	<u>352,800</u>	<u>401,400</u>
17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>	<u>262,300</u>	<u>298,000</u>	<u>325,900</u>	<u>354,500</u>	<u>403,200</u>
18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>	<u>263,600</u>	<u>300,000</u>	<u>327,900</u>	<u>356,500</u>	<u>405,100</u>
19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>	<u>264,900</u>	<u>302,000</u>	<u>329,800</u>	<u>358,300</u>	<u>407,000</u>
20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>	<u>266,200</u>	<u>303,800</u>	<u>331,700</u>	<u>360,200</u>	<u>408,800</u>
21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	<u>267,600</u>	<u>305,500</u>	<u>333,400</u>	<u>362,100</u>	<u>410,600</u>
22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>	<u>307,400</u>	<u>335,400</u>	<u>364,000</u>	<u>412,400</u>
23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	<u>270,700</u>	<u>309,300</u>	<u>337,400</u>	<u>365,900</u>	<u>414,200</u>
24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	<u>272,200</u>	<u>311,100</u>	<u>339,300</u>	<u>367,800</u>	<u>416,000</u>
25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>	<u>340,700</u>	<u>369,700</u>	<u>417,600</u>
26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>	<u>342,600</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>
27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>	<u>344,500</u>	<u>373,500</u>	<u>420,600</u>
28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>	<u>346,400</u>	<u>375,400</u>	<u>422,100</u>
29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>

30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>
31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>
32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>
33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>
34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>

30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>
31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>	<u>426,200</u>
32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>	<u>427,400</u>
33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>	<u>428,600</u>
34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>	<u>429,900</u>
35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>	<u>431,200</u>
36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>	<u>432,400</u>
37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>
38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>
39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>
40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>
41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>
42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>
43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>
44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>
45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>
46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>
47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>
48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>
49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>	<u>441,900</u>
50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>	<u>442,300</u>
51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>	<u>442,700</u>
52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>	<u>443,100</u>
53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>	<u>443,500</u>
54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>	<u>443,900</u>

55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>	
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>	
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>	
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>	
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>	
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>	
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>	
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>	
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>	
71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>	
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>	
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>	
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>	
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>	
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>	
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>	
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>	
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>	

55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>
56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>
57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>
58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>	<u>445,300</u>
59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>	<u>445,600</u>
60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>	<u>445,900</u>
61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>	<u>446,200</u>
62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>	
63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>	
64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>	
65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>	
66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>	
67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>	
68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>	
69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>	
70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>	
71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>	
72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>	
73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>	
74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>	
75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>	
76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>	
77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>	
78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>	
79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>	

80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>	
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>	
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>	
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>	
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>	
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>	
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
94		<u>299,400</u>	<u>347,400</u>	<u>386,100</u>			
95		<u>299,700</u>	<u>347,800</u>	<u>386,100</u>			
96		<u>300,100</u>	<u>348,200</u>	<u>386,100</u>			
97		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>386,100</u>			
98		<u>300,600</u>	<u>348,800</u>	<u>386,100</u>			
99		<u>301,000</u>	<u>349,200</u>	<u>386,100</u>			
100		<u>301,400</u>	<u>349,500</u>	<u>386,100</u>			
101		<u>301,600</u>	<u>349,800</u>	<u>386,100</u>			
102		<u>301,900</u>	<u>350,200</u>				
103		<u>302,200</u>	<u>350,600</u>				
104		<u>302,500</u>	<u>351,000</u>				

80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>	
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>	
82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>	
83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>	
84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>	
85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>	
86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>		
87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>		
88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>		
89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>		
90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>		
91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>		
92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>		
93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>		
94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>	<u>382,500</u>			
95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>	<u>382,900</u>			
96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>			
97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>	<u>383,600</u>			
98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>	<u>384,100</u>			
99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>	<u>384,500</u>			
100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>	<u>384,900</u>			
101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>	<u>385,200</u>			
102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>				
103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>				
104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>				

	105		<u>302,700</u>	<u>351,500</u>				
	106		<u>303,000</u>	<u>351,900</u>				
	107		<u>303,300</u>	<u>352,300</u>				
	108		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>				
	109		<u>303,800</u>	<u>353,200</u>				
	110		<u>304,200</u>	<u>353,600</u>				
	111		<u>304,600</u>	<u>353,900</u>				
	112		<u>304,900</u>	<u>354,200</u>				
	113		<u>305,100</u>	<u>354,700</u>				
	114		<u>305,300</u>					
	115		<u>305,600</u>					
	116		<u>306,000</u>					
	117		<u>306,200</u>					
	118		<u>306,400</u>					
	119		<u>306,700</u>					
	120		<u>307,000</u>					
	121		<u>307,400</u>					
	122		<u>307,600</u>					
	123		<u>307,900</u>					
	124		<u>308,200</u>					
	125		<u>308,500</u>					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>

備考 省 略

	105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>				
	106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>				
	107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>				
	108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>				
	109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>				
	110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>				
	111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>				
	112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>				
	113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>				
	114		<u>302,000</u>					
	115		<u>302,300</u>					
	116		<u>302,700</u>					
	117		<u>302,900</u>					
	118		<u>303,100</u>					
	119		<u>303,400</u>					
	120		<u>303,700</u>					
	121		<u>304,100</u>					
	122		<u>304,300</u>					
	123		<u>304,600</u>					
	124		<u>304,900</u>					
	125		<u>305,200</u>					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>

備考 省 略

(龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年龍ヶ崎市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下この条及び第9条において「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td>392,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>634,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下この条及び第9条において「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td>380,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>427,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>477,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>539,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>615,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000
号給	給料月額																												
	円																												
1	392,000																												
2	440,000																												
3	492,000																												
4	555,000																												
5	634,000																												
号給	給料月額																												
	円																												
1	380,000																												
2	427,000																												
3	477,000																												
4	539,000																												
5	615,000																												
2 省 略 (給与条例の適用除外等) 第9条 省 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条の2第1項、第20条第2項及び同条第5項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年龍ヶ崎市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「以下この条において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分</u>	2 省 略 (給与条例の適用除外等) 第9条 省 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条の2第1項、第20条第2項及び同条第5項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年龍ヶ崎市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「以下この条において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分</u>																												

の127.5」とあるのは「100分の172.5」と、同条第5項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。

の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第2の規定は令和6年4月1日から、改正後の給与条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定は令和6年12月1日から適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は令和6年4月1日から、改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定は令和6年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第3号

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第138号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第4条 期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が市規則で定める級以上であるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	（期末手当） 第4条 期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が市規則で定める級以上であるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
 （期末手当の内払）
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第4号

龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第9条 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第134号。以下「給与条例」という。）第5条、第6条及び第9条から第12条の2までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条の2第1項、第20条第2項、<u>同条第5項及び第21条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「以下この条において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、同条第5項中「もの」とあるのは「<u>もの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員</u>」と、<u>給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」</u>とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。	（給与条例の適用除外等） 第9条 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第134号。以下「給与条例」という。）第5条、第6条、<u>第9条</u>から第12条の2まで<u>及び第21条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条の2第1項、第20条第2項<u>及び同条第5項</u>の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「以下この条において」とあるのは「<u>任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において</u>」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第5項中「もの」とあるのは「<u>もの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員</u>」とする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 号

龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和 7 年 2 月 2 7 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年龍ヶ崎市条例第 1 3 4 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（初任給、昇格、昇給等の基準） 第 6 条 } 4 } 省 略 5 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項</u>に規定する期間の全てを良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 } 9 } 省 略 （扶養手当） 第 11 条 省 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主とし	（初任給、昇格、昇給等の基準） 第 6 条 } 4 } 省 略 5 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項</u>に規定する期間の全てを良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては、3 号給）とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 } 9 } 省 略 （扶養手当） 第 11 条 省 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主とし

てその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) }
(2) } 省 略
(3) }
(4) }
(5) }

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第12条 削除

てその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

- (2) }
(3) } 省 略
(4) }
(5) }
(6) }

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合に

(住居手当)

第12条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 省 略

おいてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で前項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第12条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 省 略

- (2) 第12条の9第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

2 省 略

3 省 略

（通勤手当）

第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤（職員が勤務のため、当該職員の住所と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。）のため交通機関又は有料道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 省 略

(3) 省 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃

- (2) 第12条の9第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

2 省 略

3 省 略

（通勤手当）

第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤（職員が勤務のため、当該職員の住所と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。）のため交通機関又は有料道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 省 略

(3) 省 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃

等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。）

- (2) 省 略
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4

5

6

} 省 略

等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1ヶ月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1ヶ月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 省 略
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1ヶ月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3

4

5

} 省 略

7 省 略

(単身赴任手当)

第12条の9 省 略

2 省 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 省 略

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 管理監督職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として市規則で定める職員（以下この条において「特定

6 省 略

(単身赴任手当)

第12条の9 省 略

2 省 略

3 次に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(1) 国又は他の地方公共団体の一般職に属する職員

(2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等その他その業務が市の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち市規則で定めるものに使用される者（役員及び非常勤の者を除く。）

4 省 略

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 管理監督職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として市規則で定める職員（以下この条において「特定

管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省 略

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において市規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあっては、当該勤務の区分に応じ、それぞれの額に市規則で定める割合を乗じて得た額)

4 省 略

(特定の職員についての適用除外)

第19条 省 略

2 第6条第2項から第9項まで及び第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 省 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省 略

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

4 省 略

(特定の職員についての適用除外)

第19条 省 略

2 第6条第2項から第9項まで及び第11条から第12条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 省 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) } 省 略
(4) }

3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 } 省 略
6 }

(勤勉手当)

第21条 省 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3 } 省 略
5 }

(管理職手当等の支払方法)

(1) } 省 略
(4) }

3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4 } 省 略
6 }

(勤勉手当)

第21条 省 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3 } 省 略
5 }

(管理職手当等の支払方法)

第22条 管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、必要な事項は、市規則で定める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	省 略		265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2			266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3			267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4			268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5			269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6			270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7			271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8			272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9			273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10			274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11			275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12			276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13			277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14			278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15			280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16			281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17			282,500	321,700	347,600	381,700	433,700

第22条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、必要な事項は、市規則で定める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	省 略		261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2			262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3			263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4			264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5			265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6			266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7			267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8			268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9			269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10			270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11			271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12			272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13			273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14			274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15			275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16			276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17			277,400	309,100	335,000	361,700	408,300

18	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>
19	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>
20	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>
21	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>
22	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>
23	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>
24	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>
25	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>
26	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>
27	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>
28	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>
29	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>
30	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>
31	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>
32	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
33	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
34	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>
35	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
36	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>
37	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>
38	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>
39	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>
40	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>
41	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>
42	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>

18	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>
19	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>
20	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>
21	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>
22	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>
23	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>
24	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>
25	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>
26	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>
27	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>
28	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>
29	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>
30	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>
31	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>
32	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>
33	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>
34	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>
35	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>
36	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>
37	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>
38	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>
39	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>
40	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>
41	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>
42	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>

43	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
44	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
45	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>
46	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
47	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
48	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	
49	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	
50	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	
51	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	
52	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>	
53	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>	
54	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>	
55	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>	
56	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>	
57	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>	
58	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>	
59	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>	
60	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>	
61	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>	
62	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>	
63	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>	
64	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>	
65	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>	
66	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>	
67	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>	

43	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>
44	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>
45	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>
46	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>
47	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>
48	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>
49	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>
50	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>
51	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>
52	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>
53	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>
54	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>
55	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>
56	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>
57	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>
58	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>
59	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>
60	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>
61	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>
62	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>	
63	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>	
64	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>	
65	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>	
66	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>	
67	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>	

68	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>	
69	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>	
70	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>	
71	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>	
72	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>	
73	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>	
74	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>		
75	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>		
76	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>		
77	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>		
78	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		
79	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
80	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
81	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
82	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
83	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
84	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
85	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
86	<u>346,000</u>				
87	<u>346,400</u>				
88	<u>346,800</u>				
89	<u>347,000</u>				
90	<u>347,400</u>				
91	<u>347,800</u>				
92	<u>348,200</u>				

68	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>	
69	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>	
70	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>	
71	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>	
72	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>	
73	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>	
74	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>	
75	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>	
76	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>	
77	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>	
78	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>	
79	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>	
80	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>	
81	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>	
82	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>	
83	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>	
84	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>	
85	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>	
86	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		
87	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
88	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
89	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
90	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
91	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
92	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		

93		348,400				
94		348,800				
95		349,200				
96		349,500				
97		349,800				
98		350,200				
99		350,600				
100		351,000				
101		351,500				
102		351,900				
103		352,300				
104		352,700				
105		353,200				
106		353,600				
107		353,900				
108		354,200				
109		354,700				
110						
111						
112						
113						
省 略						
省 略						

93		347,000	386,100	398,200		
94		347,400	386,100			
95		347,800	386,100			
96		348,200	386,100			
97		348,400	386,100			
98		348,800	386,100			
99		349,200	386,100			
100		349,500	386,100			
101		349,800	386,100			
102		350,200				
103		350,600				
104		351,000				
105		351,500				
106		351,900				
107		352,300				
108		352,700				
109		353,200				
110		353,600				
111		353,900				
112		354,200				
113		354,700				
省 略						
省 略						

備考	省	略	備考	省	略
----	---	---	----	---	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において龍ヶ崎市職員の給与に関する条例別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 4 切替日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間におけるこの条例の規定による改正後の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第 1 1 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 重度心身障がい者」とあるのは「
(5) 重度心身障がい者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
」
と、同条第 3 項中「1 3, 0 0 0 円」とあるのは「1 1, 5 0 0 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3, 0 0 0 円とする」とする。
(単身赴任手当に関する経過措置)
- 5 改正後の条例第 1 2 条の 9 第 3 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
(その他の経過措置の規則への委任)
- 6 付則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市規則で定める。
(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)
- 7 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年龍ヶ崎市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 （龍ケ崎市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第3条の規定による改正後の龍ケ崎市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。））」とする。 （龍ケ崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第5条 } 省 略 6 } 省 略 7 龍ケ崎市職員の給与に関する条例第6条第2項、第4項、第5項及び第7項から第9項まで並びに第11条並びに新給与条例第6条第3項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 省 略	付 則 （龍ケ崎市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第3条の規定による改正後の龍ケ崎市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。））」とする。 （龍ケ崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第5条 } 省 略 6 } 省 略 7 龍ケ崎市職員の給与に関する条例第6条第2項、第4項、第5項及び第7項から第9項まで並びに第11条から第12条の2まで並びに新給与条例第6条第3項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 省 略

付則別表 号給の切替表（付則第2項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級

1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14

31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44

61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		

91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	85			
95	91	85			
96	92	85			
97	93	85			
98	94	85			
99	95	85			
100	96	85			
101	97	85			
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

議案第 6 号

龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和 7 年 2 月 2 7 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例（昭和 3 2 年龍ヶ崎市条例第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 1 条 省 略 （用語の意義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 任命権者 地方公務員法第 6 条に掲げる者をいう。 (2) 旅行命令権者 任命権者及び任命権者の定めるところにより当該職員に対し旅行命令の専決権を有する者をいう。 (3) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号。以下「<u>支給規程</u>」という。）第 2 条に規定する附属の島の存する領域をいう。<u>次号及び第</u>	目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 1 1 条） 第 2 章 内国旅行の旅費（第 1 2 条—第 2 3 条） 第 3 章 外国旅行の旅費（第 2 3 条の 2—第 2 3 条の 1 1） 第 4 章 雑則（第 2 4 条—第 2 6 条） 付則 第 1 章 総則 第 1 条 省 略 （用語の意義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 任命権者 地方公務員法第 6 条に掲げる者 (2) 旅行命令権者 任命権者及び任命権者の定めるところにより当該職員に対し旅行命令の専決権を有する者 (3) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号）第 1 条に規定する附属の島の存する領域をいう。<u>以下同じ。</u>）における旅行をいう。

14条において同じ。)における旅行をいう。

(4) 省 略

(5) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁(旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行することをいう。

(6) 遺族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(7) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の市規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 }
5 } 省 略

6 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他市規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受け

(4) 省 略

(5) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。

(6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 }
5 } 省 略

6 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消を含む。以下同じ。)され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で市規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受け

ることができる者が、旅行中天災その他市規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

2 省 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に市規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に提示し、又は通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつ

ることができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、任命権者若しくは旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

2 省 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、市規則で定める。

た場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 省 略

3 省 略

(旅費の計算等)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次項に定める旅費の種目及び第8条から第16条までに定める当該旅費の種目の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 省 略

3 省 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額

により支給する。

9 旅行雑費は、外国へ出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

10 死亡手当は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合について定額等により支給する。

11 内国旅行のうち第19条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費又は月額旅費を旅費として支給する。

12 外国旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第9条 1日の旅行において、日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまで

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者(以下この条及び第23条において「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 } 省 略
4 }

5 第1項に規定する請求書、記載事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他支給規程第9条各号に掲げるものをいう。次項及び第11条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1

の分及びその以後の分に区分して計算する。ただし、交通機関等を利用しその交通費が、支給される日額を超える場合においては、当該交通費に要した実費を支給する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 } 省 略
4 }

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、旅客運賃のほか、次の各号に掲げる急行料金及び座席指定料金による。

号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金（普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。）

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金（座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他支給規程第10条各号に掲げるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(1) 急行料金

普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 座席指定料金

座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

（船賃）

第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、2等の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他支給規程第11条各号に掲げるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として市規則で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(車賃)

第15条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第16条 日当の額は、別表第1の定額による。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める地域に旅行する場合は、日当を支給しない。

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して市規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める一夜当たりの定額とする。

(1) 本邦 2,400円

(2) 外国 3,900円から5,400円までの範囲内において市規則で定める額

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について市規則で定める場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、市規則で定める額とする。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食事料)

第18条 食事料の額は、別表第1の定額による。

2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

(日額旅費)

第19条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとし、その額、支給条件等は、市規則で定める。

(1) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

(2) 前号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

(市内出張旅費)

第20条 市内における出張が、次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 職員が在勤庁から片道2キロメートル以内の地に出張する場合を除き、交通機関を利用する必要があるときは、これに要した鉄道賃及び車賃の実費

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料の範囲内の実費

第21条 削除

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により、職員が出張中に退職等となった場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から14日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により職員が出張中に死亡した場合

に支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第23条の2 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食事料又は、本邦に到着した日までの日当及び食事料については、本章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第23条の3 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級は、3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2の階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第23条の4 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃を4以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第23条の5 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃。ただし、公務上必要と認められる場合には、最下級の直近上位の級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食事料)

第23条の6 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第23条の3第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 食事料の額は、別表第2の定額による。

(渡航雑費)

第15条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第16条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第4号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とする。

2 死亡手当の額は、930,000円とする。

(退職者等の旅費)

第17条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて市規則で定めるものとする。

4 第17条第2項及び第18条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食事料について準用する。

第23条の7 削除

(旅行雑費)

第23条の8 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第23条の9 死亡手当の額は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合には、別表第2の定額による。

2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において、同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における在勤庁所在地を旧在勤地とみなして第23条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第23条第2項の規定は、第3条第2項第4号に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(退職者等の旅費)

第23条の10 第3条第2項第3号の規定に該当する場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発し、当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存

- 2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第18条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張の例に準じて市規則で定めるものとする。

(他の法令等による旅費)

第19条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第6条第1項及び当該各条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種

する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については、30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

- 2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号アに規定する期間を延長することができる。

(旅行手当)

第23条の11 第6条第12項の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が市長と協議して定める。ただし、その額は当該旅行手当の性質に応じ、同条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

目について第6条第1項、第12条、第13条及び第15条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第21条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 省 略

第22条 省 略

(旅費の返納)

第23条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

3 公用車等を利用した場合には、第8条及び第9条の規定にかかわらず、鉄道賃及び船賃は、支給しない。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 省 略

第25条 省 略

(実施規定)

第26条 この条例の実施に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

3 公用車等を利用した場合には、第12条、第13条及び第15条の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。

別表第1（第15条、第16条、第17条、第18条関係）

内国旅行の旅費

車賃（1キロメートルにつき）	日当	宿泊料		食事料（1夜につき）
		県内	県外	
37円	1,000円	11,000円	12,000円	2,000円

別表第2（第23条の6、第23条の9、第23条の11関係）

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食事料

日当（1日につき）			宿泊料（1日につき）			食事料（1夜につき）
指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方	
5,300円	4,400円	3,600円	19,300円	16,100円	12,900円	5,800円

備考

1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程（以下「支給規程」という。）第16条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として支給規程第17条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程第18条に規定する地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、乙地方につき定める額とする。

2 死亡手当の額 460,000円

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の龍ケ崎市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の龍ケ崎市職員の旅費に関する条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第2条第2号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第23条の規定は、新条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
（龍ケ崎市職員の旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の廃止）
- 6 龍ケ崎市職員の旅費に関する条例の臨時特例に関する条例（平成17年龍ケ崎市条例第11号）は、廃止する。
（龍ケ崎市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正）
- 7 龍ケ崎市証人等に対する実費弁償に関する条例（昭和42年龍ケ崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（実費弁償の額） 第2条 前条に規定する証人等が出頭した場合は、1日につき2,000円を支給する。この場合において、証人等が市外在住者の場合には、龍ケ崎市職員の旅費に関する条例（昭和32年龍ケ崎市条例第137号）に規定する旅費に相当する額を加給する。	（実費弁償の額） 第2条 前条に規定する証人等が出頭した場合は、1日につき2,000円を支給する。この場合において、証人等が市外在住者の場合には、龍ケ崎市職員の旅費に関する条例（昭和32年龍ケ崎市条例第137号）に規定する旅費 <u>（日当を除く。）</u> に相当する額を加給する。

（規則への委任）

- 8 付則第2項から第5項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市規則で定める。

議案第7号

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第138号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的及び適用範囲） 第1条 この条例は、次に掲げる特別職に属する職員（以下「特別職の職員」という。）の給与及び旅費について定めることを目的とする。 (1) } } 省 略 (3) （給料） 第3条 給料月額、<u>別表</u>に掲げる額とする。 （通勤手当） 第3条の2 通勤手当の月額、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第134号。以下「給与条例」という。）第12条の3第2項及び第3項の規定を準用して算出された額とする。 （期末手当） 第4条 期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が市規則で定める級以上であるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、	（目的及び適用範囲） 第1条 この条例は、次に掲げる特別職に属する職員の給与及び旅費について定めることを目的とする。 (1) } } 省 略 (3) （給料） 第3条 給料月額は、<u>別表第1</u>に掲げる額とする。 （通勤手当） 第3条の2 通勤手当の月額、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第134号。以下「給与条例」という。）第12条の3第2項の規定を準用して算出された額とする。 （期末手当） 第4条 期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が市規則で定める級以上であるもの」とあるのは「市規則で定める

「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(旅費の支給)

第6条 省 略

2 前項の旅費の種目は、一般職の職員の旅費の種目の例による。

(旅費の額)

第7条 龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第137号。以下「旅費条例」という。）第10条の規定は、特別職の職員の航空賃について準用する。この場合において、同条第2項中「であって、著しく長時間にわたる移動として市規則で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級」とあるのは、「は、最上級（運賃の等級が3以上に区分された航空機により移動するときにあつては最上級の直近下位の級）」と読み替えるものとする。

2 旅費条例第12条の規定は、特別職の職員の宿泊費について準用する。この場合において、同条中「市規則で定める額」とあるのは、「市長が別に定める額」と読み替えるものとする。

3 省 略

付 則

3 公用車を利用した場合には、第7条の規定にかかわらず、鉄道賃及び船賃は、支給しない。

別表 省 略

職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(旅費の支給)

第6条 省 略

2 前項の旅費の種類は、一般職の職員の旅費の種類の例による。

(車賃等の額)

第7条 内国旅行における車賃、日当、宿泊料及び食事料の額は、別表第2の定額による。

2 外国旅行における日当、宿泊料、食事料及び死亡手当の額は、別表第3の定額による。

3 省 略

付 則

3 公用車を利用した場合には、第7条の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。

別表第1 省 略

別表第2（第7条関係）

内国旅行の旅費

区分	車賃（1キロメートルにつき）	日当	宿泊料		食事料（1夜につき）
			県内	県外	

市長、副市長 及び教育長	37 円	1,000 円	11,000 円	12,000 円	2,000 円
-----------------	------	---------	----------	----------	---------

別表第 3（第 7 条関係）

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食事料

区分	日当（1 日につき）			宿泊料（1 日につき）			食 事 料 （ 1 夜 につき）
	指定都 市	甲地方	乙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	
市長、副 市長及び 教育長	7,200 円	6,200 円	5,000 円	22,500 円	18,800 円	15,100 円	6,700 円

備考

- 1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号。以下「支給規程」という。）第 17 条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として支給規程第 18 条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程第 19 条に規定する地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、乙地方につき定める額とする。

2 死亡手当の額 520,000 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行か

ら適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の廃止）

- 3 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例（平成17年龍ヶ崎市条例第10号）は、廃止する。
（龍ヶ崎市、副市長及び教育長の育児等と公務に関する条例の一部改正）

- 4 龍ヶ崎市、副市長及び教育長の育児等と公務に関する条例（平成22年龍ヶ崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料の減額） 第6条 第2条第1号及び第2号に規定する期間を含む市長、副市長及び教育長の給料の月額、龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第138号。以下「給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、給与条例別表に掲げる市長、副市長及び教育長の給料月額から、当該給料月額を当該月の日数で除して得た額に、当該期間の日数を乗じて得た額を減じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該期間における期末手当等の額の算出の基礎となる給料の月額については、この限りでない。	（給料の減額） 第6条 第2条第1号及び第2号に規定する期間を含む市長、副市長及び教育長の給料の月額、龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第138号。以下「給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、給与条例別表第1に掲げる市長、副市長及び教育長の給料月額から、当該給料月額を当該月の日数で除して得た額に、当該期間の日数を乗じて得た額を減じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該期間における期末手当等の額の算出の基礎となる給料の月額については、この限りでない。

議案第 8 号

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市手数料条例（平成 1 2 年龍ヶ崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 2 条関係） 証明等手数料			別表第 1（第 2 条関係） 証明等手数料		
証明等の種類	単位	金額	証明等の種類	単位	金額
省 略			省 略		
優良住宅新築認定申請 省 略			優良住宅新築認定申請 省 略		
宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査申請 盛土又は切土をする土地の面積が	1 件				
・ 3, 0 0 0 m ² 以下のとき。		2, 7 0 0 円			
・ 3, 0 0 0 m ² を超え 2 0, 0 0 0 m ² 以下のとき。		5, 4 0 0 円			
・ 2 0, 0 0 0 m ² を超え 4 0, 0 0 0 m ² 以下のとき。		1 0, 8 0 0 円			
・ 4 0, 0 0 0 m ² を超え 7 0, 0 0 0 m ² 以下のとき。		2 1, 6 0 0 円			
・ 7 0, 0 0 0 m ² を超え 1 0 0, 0 0 0 m ² 以下のとき。		3 7, 8 0 0 円			
・ 1 0 0, 0 0 0 m ² を超えるとき。		5 4, 0 0 0 円			
マンション管理計画認定申請（認定の更新を含む。） 省 略			マンション管理計画認定申請（認定の更新を含む。） 省 略		
省 略			省 略		

備考	省	略	備考	省	略
----	---	---	----	---	---

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 号

龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和 7 年 2 月 2 7 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年龍ヶ崎市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 1 2 条関係） ふるさとふれあい公園施設の使用料		別表（第 1 2 条関係） ふるさとふれあい公園施設の使用料	
施設の名称	使用料	施設の名称	使用料
窯室	焼き物の大きさ (1) 1 5 c m に満たない場合 1 個当たり <u>2 0 0 円</u> 。ただし、1 個当たりの大き さが 5 c m に満たない焼き物については、3 個まで を 1 個とみなす。	窯室	焼き物の大きさ (1) 1 5 c m に満たない場合 1 個当たり <u>1 0 0 円</u> 。ただし、1 個当たりの大き さが 5 c m に満たない焼き物については、3 個まで を 1 個とみなす。
	(2) 1 5 c m 以上で 3 0 c m に満たない場合 1 個当たり <u>3 0 0 円</u>		(2) 1 5 c m 以上で 3 0 c m に満たない場合 1 個当たり <u>2 0 0 円</u>
	(3) 3 0 c m 以上の場合 1 個当たり <u>4 0 0 円</u>		(3) 3 0 c m 以上の場合 1 個当たり <u>3 1 0 円</u>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に第6条第1項の規定による使用の許可の申請（以下「使用許可申請」という。）を行った場合の使用料について適用し、同日前に使用許可申請を行った場合の使用料については、なお従前の例による。

議案第10号

龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例（平成25年龍ヶ崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>福祉部こども家庭センター</u> において処理する。	(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>福祉部こども家庭課</u> において処理する。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和 7 年 2 月 2 7 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年龍ヶ崎市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（食事の提供の特例） 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 省 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3) } 省 略 2	（食事の提供の特例） 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 省 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3) } 省 略 2

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例（平成９年龍ヶ崎市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第9条 省 略 <u>(傷害保険の加入)</u>	第9条 省 略
第10条 <u>第5条第1項の規定により市長の承諾を受けて保育ルームに入所する対象児童は、当該対象児童の保護者が保険料を負担することにより、市長が指定する傷害保険に加入しなければならない。</u>	
第11条 省 略	第10条 省 略
第12条 省 略	第11条 省 略

則 付

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第13号

あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例について
あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例
あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例（昭和61年龍ヶ崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 省 略 2 この条例において「不良の状態」とは、あき地が次の各号のいずれにも該当する状態にあることをいう。 (1) 省 略 (2) 省 略 （助言、指導及び勧告） 第4条 市長は、あき地が不良の状態にあるとき、又は不良の状態になるおそれがあるときは、当該あき地の所有者等に対し、<u>当該状態の是正に必要な措置について必要な助言又は指導をすることができる。</u> <u>2 市長は、前項の規定による助言又は指導を受けた所有者等が当該助言又は指導に係る措置をとらなかった場合において、当該所有者等に係るあき地が不良の状態にあるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該措置を講ずるよう勧告をすることができる。</u> （公表） 第5条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた所有者等が、<u>正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その内容を公表することができる。</u>	（定義） 第2条 省 略 2 この条例において「不良の状態」とは、あき地が次の状態にあることをいう。 (1) 省 略 (2) 省 略 （市長の指導助言） 第4条 市長は、あき地が不良の状態にあるとき、又は不良の状態になるおそれがあるときは、当該あき地の所有者等に対し、<u>雑草等の措置について必要な指導又は助言をすることができる。</u>

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(命令)

第6条 市長は、第4条第2項の規定による勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を行おうとするときは、あらかじめ当該所有者等に弁明の機会を与えなければならない。

(代執行)

第7条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた所有者等が、正当な理由がなく、その命令に従わない場合において、他の手段によって当該命令に係る措置の履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら当該所有者等の行うべきことを行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

(立入調査等)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をあき地に立ち入らせ、若しくは調査をさせ、又は関係人に対し必要な質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市が行う事務又は事業において保有する情報であって、あき地の所有者等に関するものを、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

(除草等の命令)

第5条 市長は、あき地が不良の状態にあると認めたときは、当該あき地の所有者等に対し、雑草等の除草その他不良の状態を除去するよう命令することができる。

<u>(関係機関との連携)</u> <u>第9条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対して、あき地の所有者等の情報の提供その他必要な事項について協力を求めることができる。</u> <u>2 市長は、前項の協力を得るために、この条例の規定による助言、指導、勧告等の内容及び前条の規定その他の正当な手続により得られた情報を当該関係機関に対し提供することができる。</u> 第10条 省 略	第6条 省 略
--	----------------

付 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第 14 号

龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市介護保険条例（平成 12 年龍ヶ崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章 省 略 第 2 章 省 略 第 3 章 <u>保健福祉事業（第 1 条の 5）</u> 第 4 章 } 省 略 第 5 章 } 第 6 章 } 第 7 章 } 第 8 章 } 付則 第 2 章 省 略 第 1 条の 2 } 省 略 く } 第 1 条の 4 } 第 3 章 <u>保健福祉事業</u> 第 1 条の 5 <u>市は、保健福祉事業として、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業その他の必要な事業を行うものとする。</u>	目次 第 1 章 省 略 <u>第 1 章の 2</u> 省 略 第 2 章 } 省 略 第 3 章 } 第 4 章 } 第 5 章 } 第 6 章 } 付則 <u>第 1 章の 2</u> 省 略 第 1 条の 2 } 省 略 く } 第 1 条の 4 }

<u>第4章</u>	}	省	略	<u>第2章</u>	}	省	略		
第2条		}	省	略					
第10条			省	略					
<u>第5章</u>		省	略	<u>第3章</u>		省	略		
		<u>(利用者負担額の減免)</u>							
第11条	}	省	略	第11条	}	省	略		
<u>第6章</u>		}	省	略		<u>第4章</u>	}	省	略
<u>第7章</u>									
<u>第8章</u>									

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第15号

龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例（平成3年龍ヶ崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積によって生じる環境の悪化を防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。 （事業主等の責務） 第4条 事業主及び事業施行者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行するに当たっては、市民の良好な生活環境を確保するため、万全の措置を講じなければならない。 2 } 省 略 5 } （土地所有者の責務） 第5条 事業区域を含む土地の所有者は、事業主に土地を貸与する等により、自ら直接事業に関わらない場合においても、事業を施行するに当たっては、市民の良好な生活環境を確保するため、事業主等と同様に万全の措置を講じなければならない。 （事業の基準）	（目的） 第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積によって生じる環境の悪化及び災害の発生を防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の<u>安全と</u>良好な生活環境を確保することを目的とする。 （事業主等の責務） 第4条 事業主及び事業施行者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行するに当たっては、市民の<u>安全と</u>良好な生活環境を確保するため、万全の措置を講じなければならない。 2 } 省 略 5 } （土地所有者の責務） 第5条 事業区域を含む土地の所有者は、事業主に土地を貸与する等により、自ら直接事業に関わらない場合においても、事業を施行するに当たっては、市民の<u>安全と</u>良好な生活環境を確保するため、事業主等と同様に万全の措置を講じなければならない。 （事業の基準）

第7条 事業主等は、次に掲げる事業の基準（以下「事業基準」という。）に適合する場合でなければ、事業を行うことができない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) } 省 略
(6) }

(7) いっ水防止、土砂の流失防止その他の生活環境の保全上の支障の発生を防止するための措置が講じられていること。

(8) 省 略

2 省 略

（事業の許可等）

第9条 事業主等は、次の各号のいずれかに該当する事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該事業について市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 事業区域の面積が300平方メートル以上3,000平方メートル以下となる事業（事業区域の面積が300平方メートル未満であっても、当該事業区域を含む土地若しくは当該事業区域を含む土地に隣接し、又は近接する土地において事業が施行され、又は施行中の場合においては、当該事業区域と既に施行され、又は施行中の事業の事業区域の面積とを合算して、300平方メートル以上3,000平方メートル以下となるものを含む。）

(2) 省 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、許可を要しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 次号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌

第7条 事業主等は、次に掲げる事業の基準（以下「事業基準」という。）に適合する場合でなければ、事業を行うことができない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) } 省 略
(6) }

(7) いっ水防止、土砂の流失防止その他の安全を確保するための措置が講じられていること。

(8) 省 略

2 省 略

（事業の許可等）

第9条 事業主等は、次の各号のいずれかに該当する事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該事業について市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 事業区域の面積が300平方メートル以上5,000平方メートル未満となる事業（事業区域の面積が300平方メートル未満であっても、当該事業区域を含む土地若しくは当該事業区域を含む土地に隣接し、又は近接する土地において事業が施行され、又は施行中の場合においては、当該事業区域と既に施行され、又は施行中の事業の事業区域の面積とを合算して、300平方メートル以上5,000平方メートル未満となるものを含む。）

(2) 省 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、許可を要しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 次号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌

の汚染の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認める<u>もの</u>が行う事業 (2) } 省 略 (4) } 3 市長は、第1項及び第2項ただし書の許可をするに当たり、市民の良好な生活環境を確保するため、事業に用いる土砂等の土壌の調査その他必要な条件を付することができる。 (罰則) 第29条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者（ただし、農地法（昭和27年法律第229号）に規定する許可、届出又は報告等の手続に違反した者を除く。次項及び次条において同じ。）は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 省 略 (2) 省 略 2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) } 省 略 (9) }	の汚染<u>又は災害</u>の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認める<u>者</u>が行う事業 (2) } 省 略 (4) } 3 市長は、第1項及び第2項ただし書の許可をするに当たり、市民の<u>安全と</u>良好な生活環境を確保するため、事業に用いる土砂等の土壌の調査その他必要な条件を付することができる。 (罰則) 第29条 次の各号のいずれかに該当する者（ただし、農地法（昭和27年法律第229号）に規定する許可、届出又は報告等の手続に違反した者を除く。次項及び次条において同じ。）は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 省 略 (2) 省 略 2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) } 省 略 (9) }
---	---

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第9条第1項及び第2項ただし書の規定による許可を受けている者であって、現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものに係る当該許可に係る事業に対する規制については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の第9条第1項及び第2項ただし書の規定による許可を受けている者であって、当該許可に係る土地の埋立て等

に着手していないものは、この条例の施行の日に、改正後の龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第1項及び第2項ただし書の許可を受けた者とみなす。

4 この条例の施行前にされた改正前の条例第9条第1項及び第2項ただし書の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第9条第1項及び第2項ただし書の規定による許可の申請とみなす。

5 この条例の施行前にした行為及び付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 16 号

龍ヶ崎市太陽光発電設備設置事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市太陽光発電設備設置事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和 7 年 2 月 27 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市太陽光発電設備設置事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市太陽光発電設備設置事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例（平成 28 年龍ヶ崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>龍ヶ崎市太陽光発電事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例</u> （目的） 第 1 条 この条例は、龍ヶ崎市の豊かな自然環境、魅力ある景観及び良好な居住環境と太陽光発電事業との調和を図るため、その設備の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第 3 項第 1 号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備をいう。 (2) 省 略	<u>龍ヶ崎市太陽光発電設備設置事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例</u> （目的） 第 1 条 この条例は、龍ヶ崎市の豊かな自然環境、魅力ある景観及び良好な居住環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図るため、その設備の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第 3 項第 1 号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備をいう。 (2) <u>設置事業 太陽光発電設備を設置する事業をいう。</u> (3) 省 略

- (3) 発電事業者 発電事業を行うものをいう。
- (4) 設置事業 太陽光発電設備を設置する事業をいう。
- (5) 設置事業者 設置事業を行うものをいう。
- (6) 認定事業 法第9条第4項の認定を受けて行う発電事業をいう。
- (7) 事業区域 発電事業を行う一団の土地をいう。
- (8) 省 略
- (9) 省 略

(事業者等の責務)

第4条 発電事業者、設置事業者その他の事業関係者（以下「事業者等」という。）は、その事業活動に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における環境の保全等に係る支障の防止と魅力ある自然景観に十分配慮するとともに、該当住民自治組織の住民及び近隣関係者との良好な関係を保つよう努めなければならない。

(適用範囲)

第6条 この条例の規定は、事業区域が500平方メートルを超える面積に及ぶ又は次条に規定する抑制区域における発電事業に適用する。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。

(抑制区域)

第7条 市長は、事業区域が次に掲げる要件に該当する場合であって、特に必要があると認めるときは、発電事業を行わないよう協力を求める区域（以下「抑制区域」という。）を規則により定めることができる。

- (1) } 省 略
- 3

(事業者等の制限)

第8条 事業者等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員若しくは龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成

- (4) 事業者 設置事業又は発電事業を行うものをいう。

- (5) 事業区域 設置事業を行う一団の土地をいう。

- (6) 省 略

- (7) 省 略

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における環境の保全等に係る支障の防止と魅力ある自然景観に十分配慮するとともに、該当住民自治組織の住民及び近隣関係者との良好な関係を保つよう努めなければならない。

(適用範囲)

第6条 この条例の規定は、事業区域が500平方メートルを超える面積に及ぶ又は次条に規定する抑制区域における設置事業及び発電事業に適用する。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。

(抑制区域)

第7条 市長は、事業区域が次に掲げる要件に該当する場合であって、特に必要があると認めるときは、設置事業を行わないよう協力を求める区域（以下「抑制区域」という。）を規則により定めることができる。

- (1) } 省 略
- 3

(設置事業等の制限)

第8条 事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員若しくは龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成23

23年龍ヶ崎市条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等と関係を有するもの若しくは暴力団等がその事業活動を支配するものに該当するときは、発電事業を行うことができない。

(事前確認)

第9条 発電事業者は、次条第1項の規定による届出及び協議を行おうとするときは、第11条第1項の規定による該当住民自治組織の住民に対する周知の範囲及び方法について、規則で定めることにより、事前に市長の確認を得なければならない。

(届出及び協議)

第10条 発電事業者は、設置事業を市内において実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の60日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を届け出て、市長と協議しなければならない。

(1) 発電事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 省 略

(3) 省 略

(4) 設置事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(5) }
(6) } 省 略
(8)

2 発電事業者は、前項第1号又は第4号に掲げる事項の変更をしたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

年龍ヶ崎市条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等と関係を有するもの若しくは暴力団等がその事業活動を支配するものに該当するときは、設置事業又は発電事業を行うことができない。

(事前確認)

第9条 設置事業を行う事業者(以下「設置事業者」という。)は、次条第1項の規定による届出及び協議を行おうとするときは、第11条第1項の規定による該当住民自治組織の住民に対する周知の範囲及び方法について、規則で定めるところにより、事前に市長の確認を得なければならない。

(届出及び協議)

第10条 設置事業者は、設置事業を市内において実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の60日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を届け出て、市長と協議しなければならない。

(1) 設置事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 省 略

(3) 省 略

(4) 発電事業を行う事業者(以下「発電事業者」という。)の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(5) }
(6) } 省 略
(8)

2 前項第1号又は第4号に掲げる事項の変更をしたときは、第15条第2項の規定による設置事業の完了の確認を受けるまでの間にあつては設置事業者が、当該確認を受けた後にあつては発電事業者が、速や

3 発電事業者は、第1項第2号又は第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を届け出て、市長と協議しなければならない。

(該当住民自治組織の住民への周知及び説明会の開催)

第11条 発電事業者は、前条第1項の規定による届出を行う前に、該当住民自治組織の住民に対して、同項第1号から第4号までに掲げる事項を周知するとともに、該当住民自治組織から発電事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。

2 発電事業者が認定事業を行おうとする場合において、法第9条第2項第7号に規定する説明会を開催したときは、発電事業者は、前項に規定する説明会の開催を省略することができる。

3 前2項の規定は、前条第3項の変更について準用する。ただし、変更の内容が規則で定める軽微なものについては、この限りでない。

4 発電事業者は、前3項の周知又は説明会の開催により、該当住民自治組織の住民の理解を得るように努めなければならない。

(近隣関係者への周知及び説明)

第12条 発電事業者は、第10条第1項の規定による届出を行う前に、近隣関係者に対して、同項第1号から第4号までに掲げる事項を周知するとともに、近隣関係者から発電事業に係る説明の要請があったときは、これに応じなければならない。

2 発電事業者が認定事業を行おうとする場合において、法第9条第2項第7号に規定する説明会を開催し、当該説明会への近隣関係者の出席が確認できたときは、前項に規定する説明が実施されたものとみなす。

3 前2項の規定は、第10条第3項の変更について準用する。ただし、変更の内容が規則で定める軽微なものについては、この限りでない。

4 発電事業者は、前3項の周知又は説明により、近隣関係者の理解を

かに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 設置事業者は、第1項第2号又は第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を届け出て、市長と協議しなければならない。

(該当住民自治組織の住民への周知及び説明会の開催)

第11条 設置事業者は、前条第1項の規定による届出を行う前に、該当住民自治組織の住民に対して、同項第1号から第3号までに掲げる事項を周知するとともに、該当住民自治組織から設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。

2 前項の規定は、前条第3項の変更について準用する。ただし、変更の内容が規則で定める軽微なものについては、この限りでない。

3 設置事業者は、前2項の周知又は説明会の開催により、該当住民自治組織の住民の理解を得るように努めなければならない。

(近隣関係者への周知及び説明)

第12条 設置事業者は、第10条第1項の規定による届出を行う前に、近隣関係者に対して、同項第1号から第3号までに掲げる事項を周知するとともに、近隣関係者から設置事業に係る説明の要請があったときは、これに応じなければならない。

2 前項の規定は、第10条第3項の変更について準用する。ただし、変更の内容が規則で定める軽微なものについては、この限りでない。

3 設置事業者は、前2項の周知又は説明により、近隣関係者の理解を

得るように努めなければならない。

(標識の設置)

第13条 発電事業者は、第11条第1項の規定による周知をした日から設置事業が完了する日まで、規則で定める事項を記載した標識を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(協議終了の通知)

第14条 市長は、第10条第1項又は第3項の規定による協議が終了したときは、発電事業者に当該協議が終了した旨の通知をするものとする。この場合において、市長は、必要に応じて当該通知に意見を付すことができる。

(事業完了の確認)

第15条 発電事業者は、設置事業が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 省 略

(指導、助言及び勧告)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、発電事業者に対して、適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する発電事業者に対し、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) } 省 略
(2) }
(3) }

3 発電事業者は、前2項に規定する指導、助言又は勧告を受けたときは、その処理の状況を市長に報告しなければならない。

(公表)

第19条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた発電事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない発電

得るように努めなければならない。

(標識の設置)

第13条 設置事業者は、第11条第1項の規定による周知をした日から設置事業が完了する日まで、規則で定める事項を記載した標識を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(協議終了の通知)

第14条 市長は、第10条第1項又は第3項の規定による協議が終了したときは、設置事業者に当該協議が終了した旨の通知をするものとする。この場合において、市長は、必要に応じて当該通知に意見を付すことができる。

(事業完了の確認)

第15条 設置事業者は、設置事業が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 省 略

(指導、助言及び勧告)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する事業者に対し、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) } 省 略
(2) }
(3) }

3 事業者は、前2項に規定する指導、助言又は勧告を受けたときは、その処理の状況を市長に報告しなければならない。

(公表)

第19条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の

事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ発電事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

龍ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和 7 年 2 月 27 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年龍ヶ崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後								改正前							
別表（第 2 条関係）								別表（第 2 条関係）							
階級	勤務年数							階級	勤務年数						
	省 略					30 年以上 35 年未満			省 略					30 年以上	
団長	円	円	円	円	円	円	円	団長	円	円	円	円	円	円	円
						979,000	円							979,000	
副団長						909,000	円	副団長						909,000	
分団長						849,000	円	分団長						849,000	
副分団長						809,000	円	副分団長						809,000	
部長及び班長						734,000	円	部長及び班長						734,000	
団員						689,000	円	団員						689,000	

- 付 則
（施行期日）
1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 1 8 号

龍ヶ崎市人・農地プラン審議会条例を廃止する条例について

龍ヶ崎市人・農地プラン審議会条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市人・農地プラン審議会条例を廃止する条例

龍ヶ崎市人・農地プラン審議会条例（平成 2 6 年龍ヶ崎市条例第 1 6 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年龍ヶ崎市条例第 1 1 0 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 1 条関係）			別表第 1（第 1 条関係）		
職名		報酬の額	職名		報酬の額
省 略			省 略		
ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認定制度審議会委員	会長	日額 4, 8 0 0 円	ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認定制度審議会委員	会長	日額 4, 8 0 0 円
	委員	日額 4, 4 0 0 円		委員	日額 4, 4 0 0 円
農業振興地域整備促進協議会委員	会長	日額 4, 8 0 0 円	人・農地プラン審議会委員	会長	日額 4, 8 0 0 円
	委員	日額 4, 8 0 0 円		委員	日額 4, 4 0 0 円
省 略			農業振興地域整備促進協議会委員		会長 日額 4, 8 0 0 円 委員 日額 4, 8 0 0 円
省 略			省 略		

議案第19号

工事請負契約について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

- 1 契約の目的 令和6～7年度新長戸コミュニティセンター整備工事（建築工事）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 297,000,000円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 4 契約の相手方 茨城県龍ヶ崎市1686番地
大昭建設株式会社
代表取締役 細谷 武史

参考資料

○事業概要

新長戸コミュニティセンター建設に係る建築工事

敷地概要 用途地域：指定無し

敷地面積：10,690.94㎡

建物概要

- 1 コミュニティセンター
構 造：鉄骨造
階 数：地上1階
延べ面積：560.73㎡
- 2 駐車場車庫
構 造：鉄骨造
階 数：地上1階
延べ面積：65.49㎡
- 3 防災倉庫
構 造：軽量鉄骨造
階 数：地上1階
延べ面積：14.05㎡
- 4 体育館
構 造：鉄骨造
階 数：地上2階
延べ面積：546.18㎡



建設工事請負仮契約書



1 工 事 名

令和6～7年度新長戸コミュニティセンター整備工事 (建築工事)

2 工 事 場 所

龍ヶ崎市半田町55

3 工 期

本契約の日 から
令和 8年 3月31日 まで

4 請 負 代 金 額

¥297, 000, 000-

(うち取引に係る消費税)
(及び地方消費税の額)

(¥27, 000, 000-)

5 支 払 条 件

前金払 有 (40%以内)

部分払 無

6 契 約 保 証 金

有 (

円)

7 解体工事に要する費用等

- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化に要する費用
- (3) 分別解体の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

「別紙のとおり」

8 特約条件

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年龍ヶ崎市条例第12号) 第2条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7年 2月10日

発注者

住所又は所在地

茨城県龍ヶ崎市3710番地



氏名又は名称
及び代表者職名

龍ヶ崎市

氏名又は名称
及び代表者職名

龍ヶ崎市長

萩原 勇

受注者

住所又は所在地

茨城県

386番地

氏名又は名称
及び代表者職名

大沼

式会

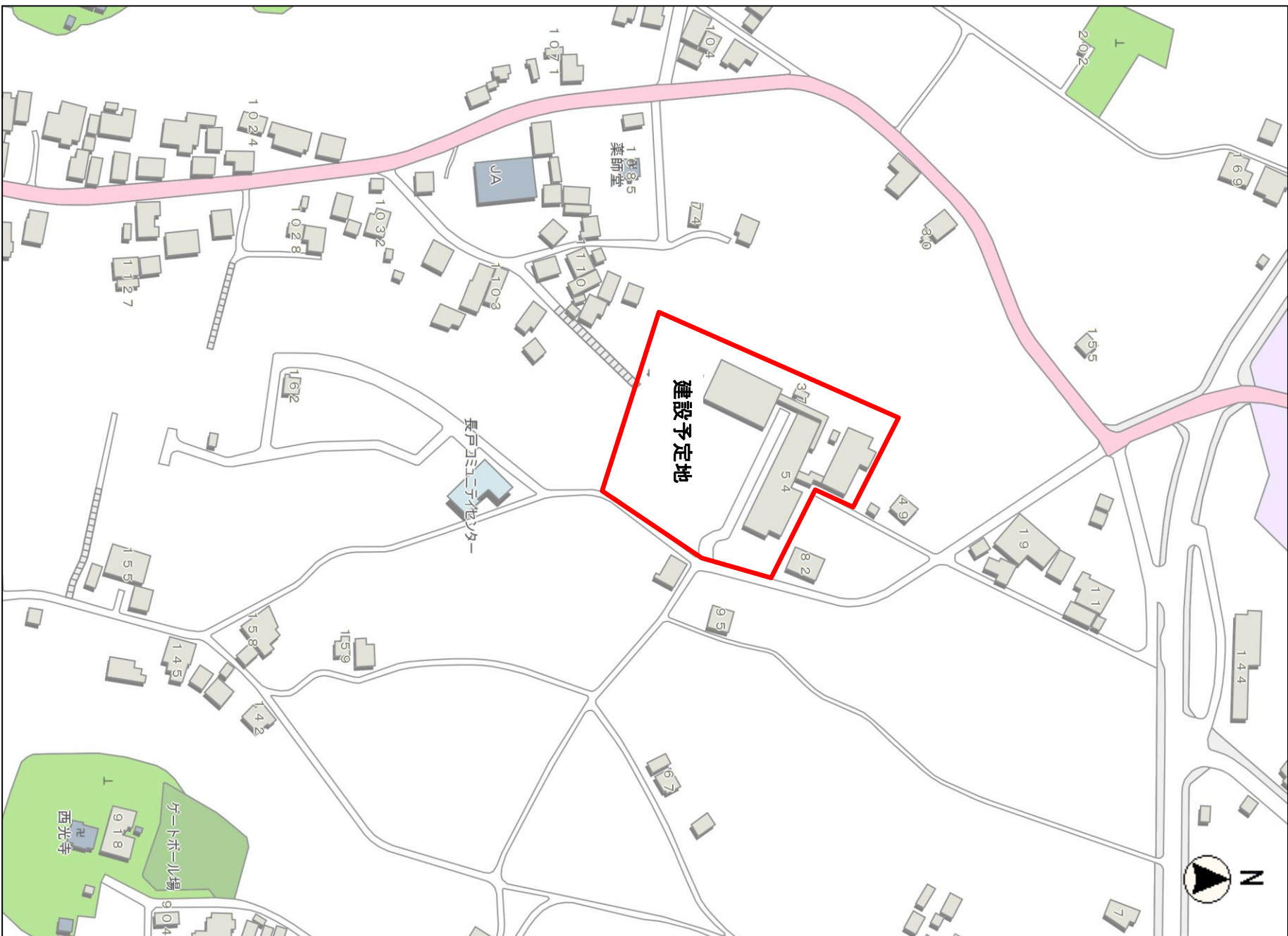
代表

入 札 結 果				執 行 日 時	令和 7年 2月 6日 午前 10時00分	
件 名 令和6～7年度新長戸コミュニティセンター整備工事（建築工事） 場 所 龍ヶ崎市半田町55				執 行 場 所	龍ヶ崎市役所 4階 入札室	
				所 管 課	地域づくり推進課	
番 号	入 札 者	入 札				備 考
1	大昭建設（株）	¥270,000,000-				落札
2	常磐建設（株）	¥270,200,000-				
3	櫻井建設工業（株）	辞退				

・ 上記金額に消費税等相当額を加算した金額が、地方自治法上の契約の申込みに係る価格である。 (単位：円)

調 査 基 準 価 格 (消費税を除く)	¥248,640,000-
-------------------------	---------------

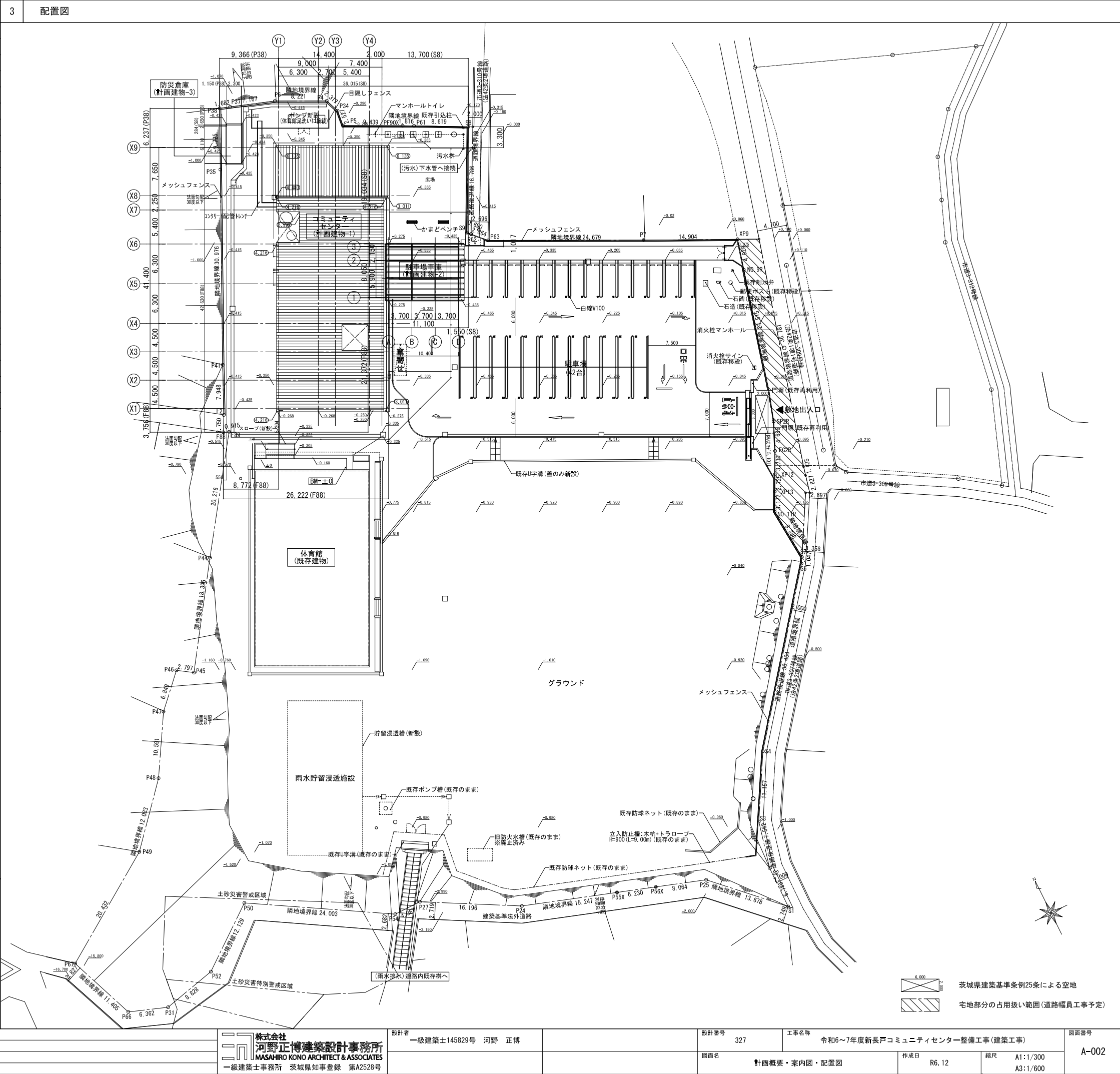
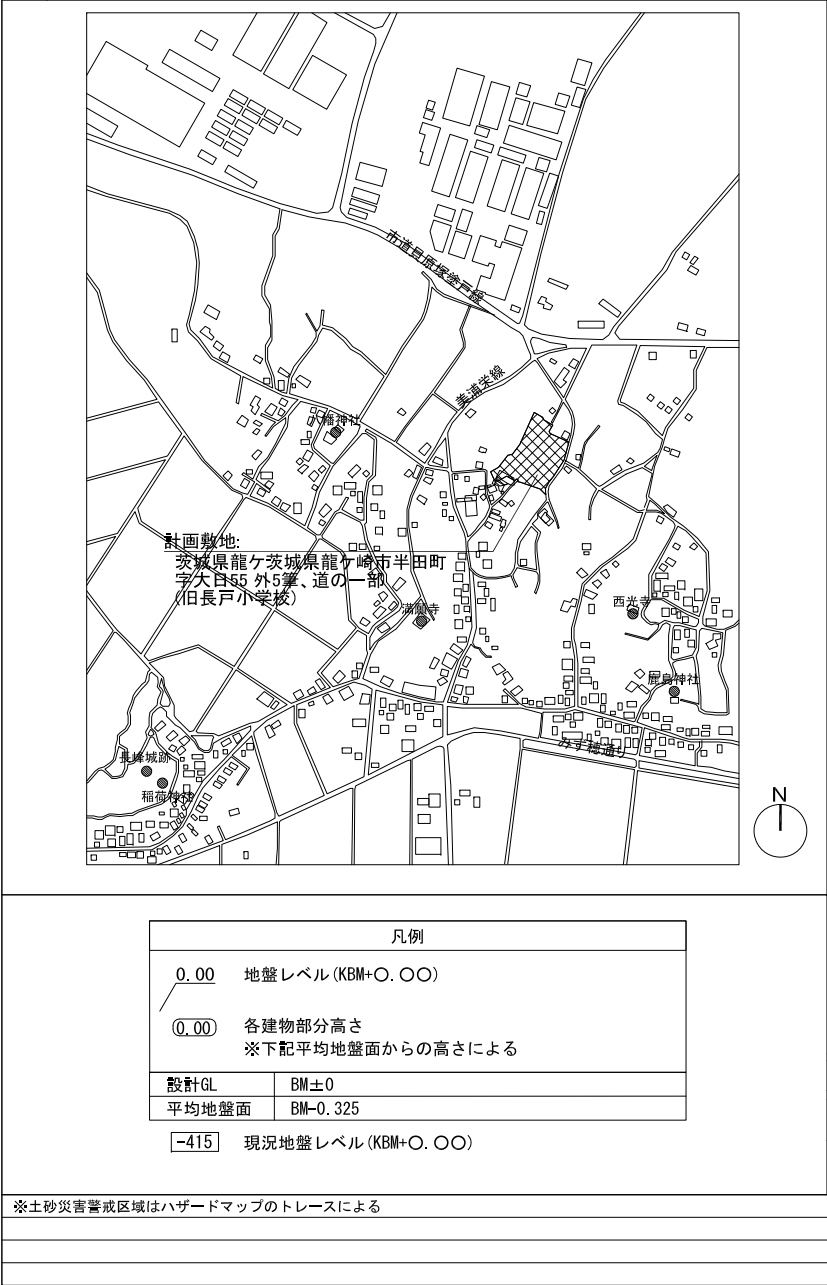
予 定 価 格 (消費税を除く)	¥270,270,000-
---------------------	---------------

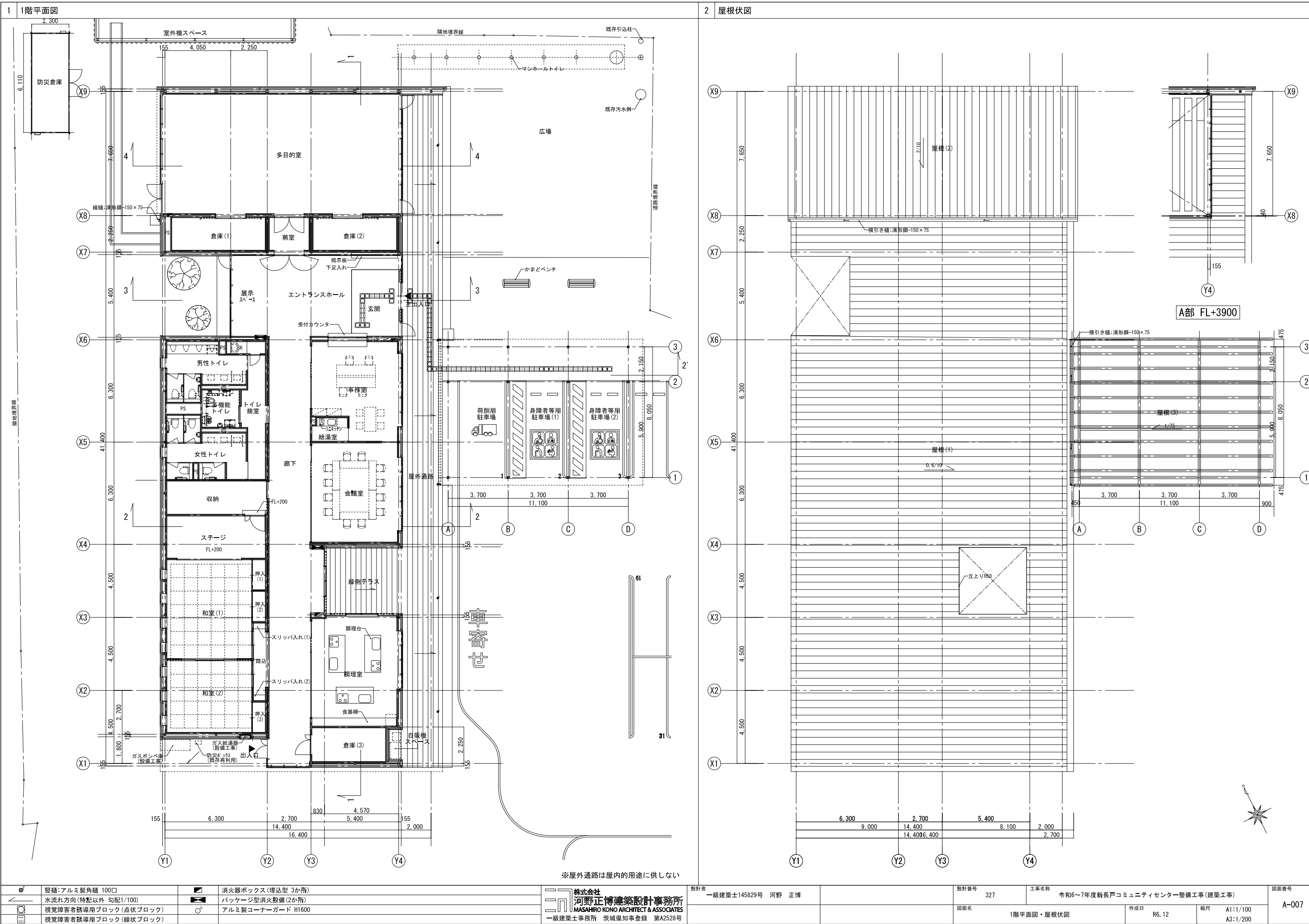


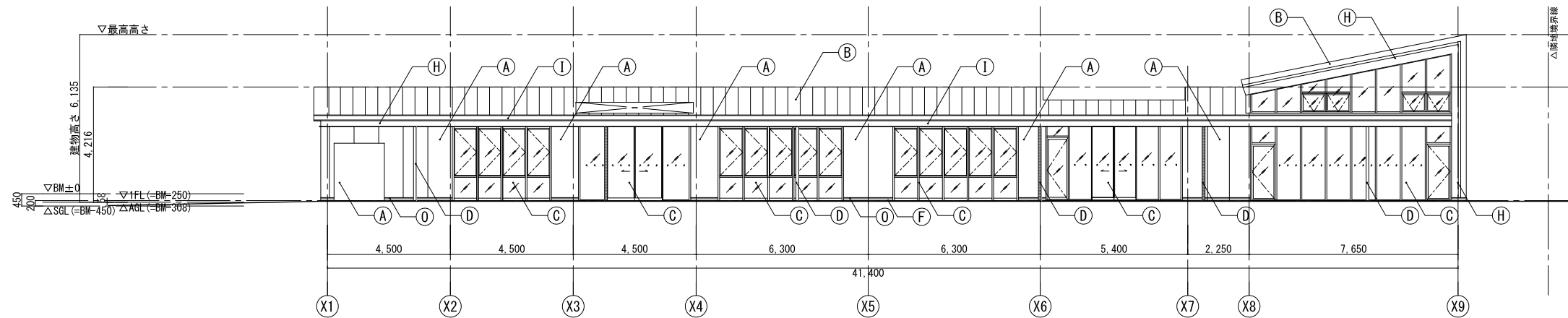
1	計画概要				
建築名称	長戸コミュニティセンター				
建築場所	茨城県龍ヶ崎市半田町字大日55 外5筆、道の一部				
地区・地域	都市計画：市街化調整区域				
	用途地域：指定無し				
	防火地域：指定なし				
	基準建ぺい率：60%				
	基準容積率：200%				
前面道路	東側：市道3-309号線 4.70m～1.90m/市道3-307号線 3.50m～2.00m				
	北側：市道3-310号線 5.00m～2.00m				
敷地面積	10,690.94㎡(道路拡幅後)				
計画建物		増築			既存
		コミュニティセンター	駐車場車庫	防災倉庫	体育館
建築面積	1,307.84㎡	622.74㎡	75.53㎡	14.05㎡	595.52㎡
延床面積	1,186.45㎡	560.73㎡	65.49㎡	14.05㎡	546.18㎡
容積対象面積	1,106.91㎡	560.73㎡	—	—	546.18㎡
建ぺい率	12.23%				
容積率	10.35%				
主要用途	集会場				体育館
階数	地上1階		地上1階	地上1階	地上2階
	最高高さ：6.14m		2.91m	2.39m	11.55m
高さ	最高軒高：5.80m		2.56m	2.29m	8.60m
構造	鉄骨造		鉄骨造	軽量鉄骨造	鉄骨造
耐火・準耐火	—		—	—	—
駐車場	駐車台数合計：42台（一般用：39台、身障者等用駐車場：2台、荷捌き用：1台）				

2

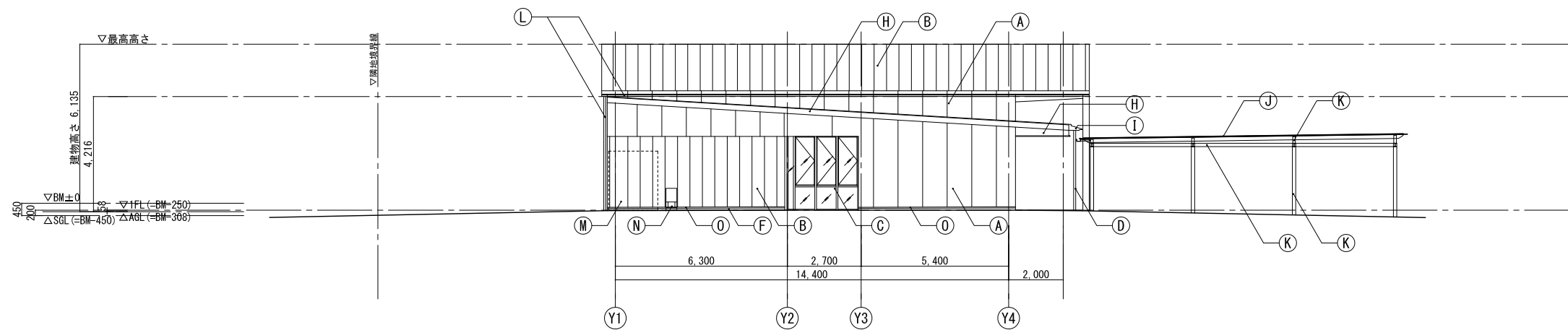
案内図



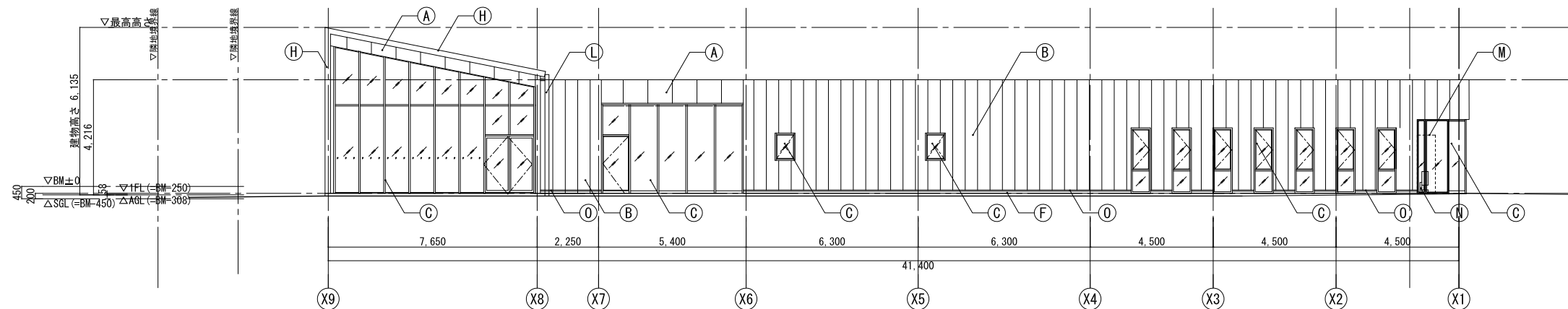




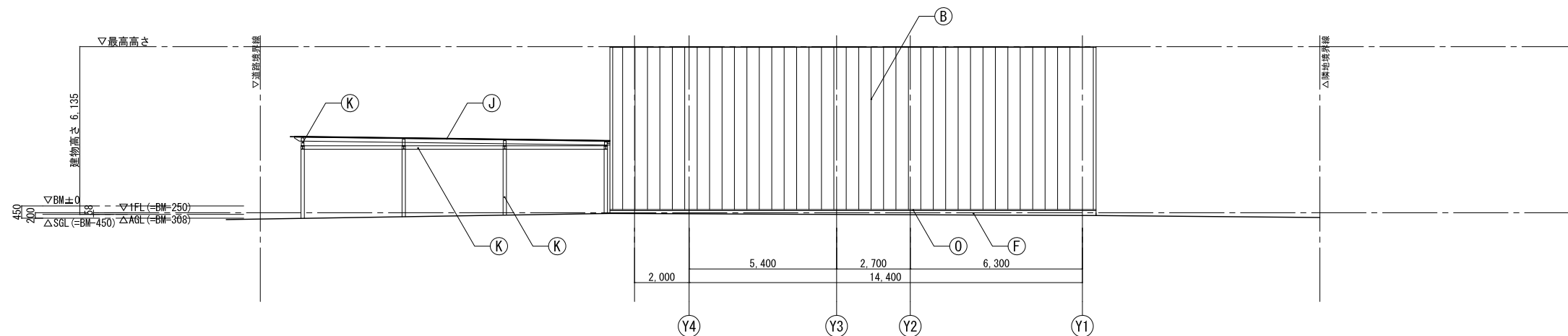
東側立面図



南側立面図



西側立面図



北側立面図

(A) 金属断熱サンドイッチパネル		(E) アルミ製ハンドレール	(I) 内樋(屋根同材)	(M) ガスボンベ庫	株式会社 河野正博建築設計事務所 MASAHIRO KONO ARCHITECT & ASSOCIATES 一級建築士事務所 茨城県知事登録 第A2528号	設計者 一級建築士145829号 河野 正博	設計番号 327	工事名称 令和6～7年度新長戸コミュニティセンター整備工事(建築工事)		図面番号 A-008
(B) 特殊嵌合式定尺平滑葺 ファスナ・ガルバリウム鋼板		(F) コンクリート打放し 撥水剤塗布	(J) 合わせガラス	(N) 防災ボックス						
(C) アルミ製建具		(G) 杉羽目板張	(K) 鉄骨部材 溶融亜鉛メッキ	(O) ガルバリウム鋼板製水切						
(D) アルミ製縦樋		(H) アルミ・スチール t2.0 ファスナー樹脂焼付塗装	(L) St-C 150×75×6.5×10							
						図面名 立面図	作成日 R6.12	縮尺 A1:1/100 A3:1/200		

議案第20号

工事請負契約に関する議決事件の変更について

令和5年9月19日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 契約の目的 令和5～6年度（仮称）新保健福祉施設建設工事（建築工事）

2 契約金額 変更前 820,600,000円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
変更後 834,350,000円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 契約の相手方 茨城県龍ヶ崎市1686番地
大昭・櫻井特定建設工事共同企業体

代表企業 茨城県龍ヶ崎市1686番地
大昭建設株式会社
代表取締役 細谷 武史

構成企業 茨城県龍ヶ崎市4235番地11
櫻井建設工業株式会社
代表取締役 櫻井 俊一



建設工事変更請負仮契約書 (第 1 回)



工 事 名

令和5～6年度 (仮称) 新保健福祉施設建設工事 (建築工事)

工 事 場 所

龍ヶ崎市3543番地

発注者龍ヶ崎市と受注者大沼、小野、特定建設工事共同企業体とが令和 5年 9月19日に締結した請負契約については、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり変更する。

1 変 更 工 期

令和 一 年 一 月 一 日から
令和 一 年 一 月 一 日まで 一 日間

2 請負代金変更額

¥13,750,000- 増

うち取引に係る消費税
(及び地方消費税の額)

(¥1,250,000- 増)

3 請負代金変更額に対す
る契約保証金変更額

免 除

4 解体工事に要する費用等に係る変更事項

別紙のとおり

5 変 更 設 計 図 書

別冊のとおり

6 その他変更事項

別紙変更通知書のとおり

7 特約条件

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 3 9 年 龍ヶ崎市条例第 1 2 号) 第 2 条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7年 1月24日

発注者

住所又は所在地

茨城県龍ヶ崎市 3710番地

氏名又は名称
及び代表者職名

龍ヶ崎市
龍ヶ崎市長 萩原 勇



受注者

大昭・木野井 特定建設工事共同企業体

共同企業体
の代表者（住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者職名

茨城県龍ヶ崎市 3710番地

大昭建設株式会社
代表取締役 谷 武

茨城県龍ヶ崎市 3710番地

大昭建設株式会社
代表取締役 谷 武

大昭建設株式会社
代表取締役 谷 武

茨城県龍ヶ崎市 3710番地

大昭建設株式会社
代表取締役 谷 武

茨城県龍ヶ崎市 3710番地

大昭建設株式会社
代表取締役 谷 武



議案第21号

工事請負契約に関する議決事件の変更について

令和5年9月19日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

1 契約の目的 令和5～6年度（仮称）新保健福祉施設建設工事（電気設備工事）

2 契約金額 変更前 205,700,000円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
変更後 214,830,000円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 契約の相手方 茨城県龍ヶ崎市柏ヶ作1077番地の4
協進・松井特定建設工事共同企業体

代表企業 茨城県龍ヶ崎市柏ヶ作1077番地の4
協進電設株式会社
代表取締役 赤塚 仁

構成企業 茨城県龍ヶ崎市宮渕町41番地の2
有限会社松井電気
代表取締役 松井 和男



建設工事変更請負仮契約書 (第 1 回)



工 事 名 令和5～6年度 (仮称) 新保健福祉施設建設工事 (電気設備工事)

工 事 場 所 龍ヶ崎市3543番地

発注者龍ヶ崎市と受注者 協進・私財特定建設工事共同企業体 とが令和 5年 9月19日に締結した請負契約については、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり変更する。

1 変 更 工 期 令和 一 年 一 月 一 日から 一 日間
令和 一 年 一 月 一 日まで

2 請負代金変更額 ¥9,130,000- 増

(うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額) (¥830,000- 増)

3 請負代金変更額に対する契約保証金変更額 免 除

4 解体工事に要する費用等に係る変更事項 別紙のとおり

5 変 更 設 計 図 書 別冊のとおり

6 その他変更事項 別紙変更通知書のとおり

7 特約条件

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 3 9 年 龍ヶ崎市条例第 1 2 号) 第 2 条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7年 1月24日

発注者

住所又は所在地 茨城県龍ヶ崎市 371-0番地
氏名又は名称 龍ヶ崎市
及び代表者職名 龍ヶ崎市長 萩原 真



受注者

共同企業体
(代表者) 協進・松井特定建設工事共同企業体
住所又は所在地 茨城県龍ヶ崎市松ヶ作1077番地の1
氏名又は名称 協進電設株式会社
及び代表者職名 代表取締役 赤塚 大

(構成員) 茨城県龍ヶ崎市宮沢町41番地の1
住所又は所在地 松井電気株式会社
氏名又は名称 松井 和典
及び代表者職名 代表取締役

議案第22号

工事請負契約に関する議決事件の変更について

令和5年9月19日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

1 契約の目的 令和5～6年度（仮称）新保健福祉施設建設工事（機械設備工事）

2 契約金額 変更前 174,900,000円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
変更後 176,990,000円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 契約の相手方 茨城県龍ヶ崎市佐貫3丁目14番9号
関東・松村特定建設工事共同企業体

代表企業 茨城県龍ヶ崎市佐貫3丁目14番9号
株式会社関東エルエンジニアリング
代表取締役 金 鉄晃

構成企業 茨城県龍ヶ崎市4223番地2
有限会社松村設備
代表取締役 松村 政幸



建設工事変更請負仮契約書 (第 1 回)



工 事 名 令和5～6年度 (仮称) 新保健福祉施設建設工事 (機械設備工事)

工 事 場 所 龍ヶ崎市3543番地

発注者龍ヶ崎市と受注者 関東・松村特定建設工事共同企業体 とが令和 5年 9月19日に締結した請負契約については、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり変更する。

1 変 更 工 期 令和 一 年 一 月 一 日から 一 日間
令和 一 年 一 月 一 日まで

2 請負代金変更額 ¥2,090,000- 増

(うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額) (¥190,000- 増)

3 請負代金変更額に対する
契約保証金変更額 免 除

4 解体工事に要する費用等に係る変更事項 別紙のとおり

変更設計図書 別冊のとおり

6 その他変更事項 別紙変更通知書のとおり

7 特約条件

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年龍ヶ崎市条例第12号) 第2条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7年 1月24日

発注者

住所又は所在地 茨城県龍ヶ崎市 3710番地
氏名又は名称 龍ヶ崎市
及び代表者職名 龍ヶ崎市 長 萩 原 勇



受注者

共同企業体
の 名称 関東・松村特定建設工事共同企業体
(代表者) 茨城県 龍ヶ崎市 目14番9号
住所又は所在地 株式会社 関
氏名又は名称 代表取締役 長 萩 原 勇
及び代表者職名 TEL 0297 770 82

(構成員)
住所又は所在地 〒301-0000 茨城県 龍ヶ崎市 目14番9号
氏名又は名称 株式会社 関
及び代表者職名 代表取締役 長 萩 原 勇

TEL 0297 770 82

議案第41号

龍ヶ崎市教育委員会教育長の任命について

下記の者を龍ヶ崎市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

1 氏 名 大 古 輝 夫

2 住 所 龍ヶ崎市藤ヶ丘7丁目13番地8

3 生年月日 昭和36年4月29日

(参考資料)

1 氏 名 おお こと てる お
大 古 輝 夫

2 略 歴 東洋大学経済学部経済学科卒業
龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校教諭
江戸崎町立江戸崎中学校教諭
龍ヶ崎市教育委員会事務局指導課長補佐
稲敷市立江戸崎小学校教頭
龍ヶ崎市立城ノ内小学校校長
茨城県県南教育事務所管理主事
茨城県県南教育事務所人事課長
茨城県県南教育事務所長
龍ヶ崎市立馴柴小学校校長
龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校校長
龍ヶ崎市教育委員会教育長

議案第42号

龍ヶ崎市教育委員会委員の任命について

下記の者を龍ヶ崎市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 氏 名 膳 法 亜沙子

2 住 所 北相馬郡利根町もえぎ野台1丁目2番地3

3 生年月日 昭和58年12月27日

(参考資料)

1 氏 名 膳 法 亜^{ぜん}沙^{ほう}子^{あきこ}

2 略 歴 東邦大学理学部生物学科卒業
筑波大学大学院体育研究科修士課程修了
独立行政法人日本学術振興会特別研究員D C 1
筑波大学大学院人間総合科学研究科3年制博士課程スポーツ医学専攻修了
独立行政法人日本学術振興会特別研究員P D
流通経済大学スポーツ健康科学部講師
流通経済大学スポーツ健康科学部准教授
流通経済大学スポーツ健康科学部教授
龍ヶ崎市教育委員会委員

議案第43号

龍ヶ崎市教育委員会委員の任命について

下記の者を龍ヶ崎市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 氏 名 小 林 史 人

2 住 所 龍ヶ崎市佐貫町318番地

3 生年月日 昭和59年2月13日

(参考資料)

1 氏 名 小^こ 林^{はやし} 史^{ふみ} 人^と

2 略 歴 日本大学商学部経営学科卒業
三菱地所ハウスネット株式会社勤務
有限会社小林ランディック代表取締役

議案第44号

龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 氏 名 野 村 泰 円

2 住 所 龍ヶ崎市松ヶ丘1丁目18番地7

3 生年月日 昭和34年1月15日

(参考資料)

1 氏 名 の野 むら村 たい泰 えん円

2 略 歴 東京工学院電気工事科中退
株式会社ハウスステーション代表取締役
公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会牛久・竜ヶ崎支部副支部長
龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会委員

議案第45号

龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 氏 名 寺 内 良 征

2 住 所 龍ヶ崎市馴馬町2291番地

3 生年月日 昭和49年4月20日

(参考資料)

1 氏 名 てら うち よし ゆき
寺 内 良 征

2 略 歴 駿河台大学文化情報学部知識情報学科卒業
中央工学校測量科卒業
寺内登記測量事務所開設
茨城土地家屋調査士会常任理事
茨城土地家屋調査士会龍ヶ崎支部支部長
公益社団法人茨城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事
龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会委員

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

1 氏 名 戸 澤 淳 子

2 住 所 龍ヶ崎市南中島町 6 7 番地

3 生年月日 昭和 3 1 年 1 1 月 1 日

(参考資料)

1 氏 名 戸 澤 淳 子

2 略 歴 明治大学商学部商学科卒業
戸澤税理士事務所開設
㈱竜ヶ崎青年会議所第24代理事長
関東信越税理士会竜ヶ崎支部長
龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会委員
龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会委員
龍ヶ崎市公益法人個人情報保護審査会委員
龍ヶ崎市地方塵芥処理組合監査委員
茨城県固定資産評価審議会委員
人権擁護委員

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 氏 名 山 中 せつ子

2 住 所 龍ヶ崎市城ノ内2丁目18番地7

3 生年月日 昭和28年2月26日

(参考資料)

1 氏 名 やま なか 山 中 せつこ せつ子

2 略 歴 茨城県立竜ヶ崎第二高等学校卒業
龍ヶ崎市健康福祉部こども福祉課青葉荘施設長
龍ヶ崎市健康福祉部こども課課長補佐
龍ヶ崎市城ノ内コミュニティセンター副センター長
龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会委員
人権擁護委員

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

別 紙

(写)

処分第 1 号

和解に関することについて

令和 6 年 1 1 月 5 日午前 8 時 3 0 分頃、龍ヶ崎市大塚町 3 5 8 7 番地先の市道第 3 - 3 8 4 号線において、当該道路の舗装部に生じた段差により、稲敷市に在住の方が所有する軽乗用車のタイヤを破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、これを処分する。

令和 7 年 1 月 9 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

損害賠償額 金 7, 8 0 5 円

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

別 紙

(写)

処分第2号

和解に関するについて

令和6年11月5日午前8時30分頃、龍ヶ崎市大塚町3587番地先の市道第3-384号線において、当該道路の舗装部に生じた段差により、稲敷市に在住の方が所有する軽乗用車のタイヤ及びホイールを破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和7年1月9日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

損害賠償額 金62,040円

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

別 紙

(写)

処分第 3 号

和解に関することについて

令和 6 年 1 1 月 5 日午前 9 時頃、龍ヶ崎市大塚町 3 5 8 7 番地先の市道第 3 - 3 8 4 号線において、当該道路の舗装部に生じた段差により、稲敷市に在住の方が所有する軽乗用車のタイヤ及びホイールを破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、これを処分する。

令和 7 年 1 月 9 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

損害賠償額 金 3 9 , 7 9 8 円

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

別 紙

(写)

処分第4号

和解に関することについて

令和6年12月22日午後1時頃、龍ヶ崎市平台5丁目12番地3の龍ヶ崎市馴馬台コミュニティセンターの駐車場に駐車中の公用車に龍ヶ崎市に在住の方が運転する普通乗用車が接触した事故に関する和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和7年1月17日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

和解の内容 相手方が、本件事故により生じた損害の全てを賠償するものとする。

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

別 紙

(写)

処分第5号

和解に関するについて

令和6年8月21日午前10時頃、龍ヶ崎市馴馬町3120番地の特別養護老人ホームリカステの敷地内において、要介護認定に係る調査の終了後に帰庁しようとした公用車と同施設に勤務する方が運転する小型乗用車が接触した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、これを処分する。

令和7年1月31日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

損害賠償額 金175,000円

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

別 紙

(写)

処分第6号

和解に関することについて

令和6年11月20日午後3時46分頃、龍ヶ崎市3680番地1地先の龍ヶ崎市役所敷地内において、コミュニティセンターに係る業務の終了後に龍ヶ崎市松葉コミュニティセンターに向かおうとしていた公用車と歩行中の龍ヶ崎市在住の方が接触した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、これを処分する。

令和7年1月31日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

損害賠償額 金35,700円